

これらは農薬登録上、別の作物になります！



以下は間違いやすい農作物の例です。

使用方法が異なる場合もありますので、注意しましょう！

分からない場合は、農薬を使用する前に、指導機関や販売店に問い合わせましょう！

下記の他にも農林水産省のHPに

「適用作物群のQ&A」が載っています。

農林水産省 適用作物群 Q&A



大きさが違う

直径3cm以下

トマト ミニトマト

ねぎ わけぎ あさつき

とうがらし類

ピーマン とうがらし ししとう

だいこん はつかだいこん

とうがらし類に登録があれば両方に使える

新分類は「ピーマン及びとうがらし類」

形が違う

ブロッコリー 茎ブロッコリー

結球 非結球

レタス リーフレタス

収穫時期が違う

とうもろこし

とうもろこし (子実) 未成熟 とうもろこし ヤングコーン

とうもろこしに登録があれば両方に使える

豆類(種実) だいず 豆類(未成熟) えだまめ

たまねぎ 葉たまねぎ

部位が違う

しそ

しそ(花穂)

農薬使用のその前に...



ちょっと待って

あなたはこんな農薬の使い方をしていませんか？

クロルピクリン処理後に被覆していない



風の強い日・時間に散布



噴霧機を洗浄しない



使う前に農薬のラベルを確認しない



無登録農薬の使用や農薬使用基準の違反に対しては3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられます。

農薬を正しく使用しなかったために、
当人はもちろん産地全体に大きな影響を与えた実例です。
あなたはこんなことをしていませんか？

事例

A県産のいちごの残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準値の8倍を超える殺虫剤成分が検出された。

B市の保健所がC県産のパセリの残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準値の1,600倍を超える殺虫剤成分が検出された。

ぶどうにダニ剤を散布する際、2,000倍で希釈すべきところを勘違いして1,000倍で希釈して散布してしまった。

D県E農協の自主検査の結果、「しゅんぎく」から適用外農薬の成分が、食品衛生法の基準値の3倍検出された。

茎ブロッコリーの出荷前に農薬使用履歴のチェックをしたところ、適用外農薬の使用が発覚した。

F県G農協の自主検査の結果、「さやいんげん」から適用外農薬の成分が検出された。

結果

当該農協は部会員179名の全出荷を停止。出荷停止は6日に及び、損害額は約1億8千万円。1名の生産者が定植前に土壌混和する殺虫剤を定植後に水に溶かして施用していたことが判明。
農協部会は当人に罰金を科すとともに、部会員資格を後継者に譲るよう事実上の引退を勧告。

当該農協はパセリの全出荷を停止するとともに、出荷済みのパセリを回収。
1名の生産者が適用外農薬を間違えて散布したことが判明。この出荷停止等による推定損害額は約3千万円。当人はJAパセリ部会を退会。

散布後に自分で気付いたことから、速やかに最寄りの普及指導センターに事実関係を報告して指導を求めた。
収穫まで1か月以上期間があったため、収穫直前まで待った上で、残留農薬分析を行い、基準値を超えていないと確認した上で出荷した。当人は農薬取締法違反で指導を受けた。

当該農協は当人が出荷したしゅんぎくを回収するとともに公表を行った。洗浄をしていない防除器具で散布を行ったことが原因。当人は農薬取締法違反で指導を受けた。

販売者である農産物直売所が自主回収した。生産者が「ブロッコリー」と「茎ブロッコリー」は別の作物であると認識していなかったことが原因。他の生産者でも農薬不適正使用事例が確認されたことから、農産物直売所で徹底的な意識改革に取り組むこととなった。
当人は農薬取締法違反で指導を受けた。

出荷済みのさやいんげんは自主回収、未収穫分は廃棄。報告を受けた県の立入検査により適用外農薬の使用が判明。「さやいんげん」と「いんげんまめ」が農薬使用上は別の作物(※)であることを認識せずに農薬を使用していたことが原因。

※豆類は種実と未成熟で農薬の適用範囲が基本的に異なります。いんげんまめは種実、さやいんげんは未成熟です。

安全・安心な農作物を作るために
農薬を正しく使用する **4つのルール**

ルール1

購入する前、使用する前にラベルをよく読む！

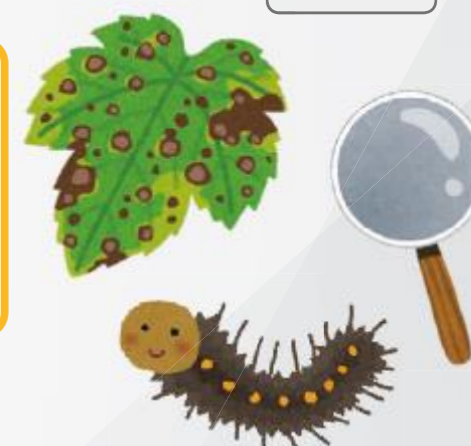
農薬のラベルの表示事項には、守らなくてはならない情報や、その他、役に立つ情報が詰まっています。
※裏面の間違いやすい作物の例についてもよく確認しましょう。



ルール2

病害虫の発生状況をよく見る！

病害虫の発生状況をよく観察し、的確なタイミングで散布を行い、効果的で無駄の無い散布をしましょう。



ルール3

散布後は噴霧機を必ずよく洗浄する！

よく洗浄しないと、前回別の作物に使用した農薬の残りが作物に付着し、適用外農薬として検出されることがあります。

ルール4

作業後は、散布記録を必ず記帳する！

農薬の散布だけでなく、普段の農作業の全てを記録しましょう。次作以降の栽培管理の参考にもなります。
農薬の散布に関する必須の記帳内容は次のとおりです。



使用日時

使用場所

作物名

使用農薬名

希釈倍数

使用量